

令和6年度村上市地域おこし協力隊募集要項

<有害鳥獣被害対策>

≪地域の概要≫

村上市山北地域は、新潟県の最北に位置し、総面積 283.91 平方キロメートルもの広い面積を有しています。その内、山林が占める割合は 93.3 パーセントで、農地の占める割合は 2.3 パーセントです。

総延長 26 キロメートルに及ぶ海岸線は、その全体が「瀬波・笹川流れ・粟島県立自然公園」区域となっています。特に南部海岸は海波の浸食によって特異な景観を形成し、国の名勝天然記念物「笹川流れ」として広く知られる風光明媚な地域です。

地域内には 49 の自治集落があり、海・山・川の自然に恵まれた地域で、米、山菜、海産物などの食材は、市内外から評価をいただいています。

【人口は 4, 775 人、世帯数 2, 054 世帯（資料：村上市住民基本台帳：令和 6 年 3 月 1 日現在）】

≪募集の経緯≫

山北地域では農作物を中心に有害鳥獣被害が増加しています。中でもイノシシによる被害は、近年急激に増えており、ほ場の損壊や作物の食害といった直接的な損害に加え、被害により耕作意欲が低下することで耕作放棄地の拡大につながるなど、中山間地域の農村社会の衰退が危惧されます。これまでも地域住民と行政・猟友会が連携し対策にあたってきましたが、猟友会の担い手不足などが大きな課題として存在しています。

そこで、地域おこし協力隊として有害鳥獣被害の対策に従事していただける人材を募集します。狩猟免許の取得や現地での捕獲技術習得などを中心に、将来的には有害鳥獣被害から地域を守る活動に従事していただき、住民と一緒に地域全体の被害低減を目指します。着任してから技術習得のための研修を受けることができるので、狩猟免許のない方でも応募できます。

地域内の美しい棚田風景を守るため、地域と一体となって有害鳥獣対策に取り組む人材を募集します！

≪募集内容≫

1. 募集内容

- (1) 活動エリア：村上市山北地域（主に黒川俣地区）
- (2) 主な業務内容
 - ・イノシシの捕獲を中心とした有害鳥獣対策
 - ・捕獲技術指導や有害鳥獣対策の普及啓発
- (3) 募集人数：1名

2. 募集対象

- (1) 応募時点において条件不利地域※以外に住民票があり、隊員として採用後、当市に住民票を異動することができる方（着任前に当市に住民票を異動しない方）

※条件不利地域：次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。

①過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）

- ・ 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に該当する市町村
- ・ 第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる市町村
- ・ 第 33 条第 2 項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）

- ・ 第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）

- ・ 第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）

- ・ 第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）

- ・ 第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）

- ・ 第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）

- ・ 第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村

(2) 地域活動に率先して取り組むことができる方

(3) 普通自動車免許証を有する方

(4) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方

(5) 狩猟免許取得条件である「統合失調症そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん及び自己の行為の是非を判別し、又はその判断に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒がない」方

3. 雇用

(1) 身分は、村上市の会計年度任用職員とします。

(2) 雇用期間は年度単位での契約とし、最長で 3 年まで延長することができます。

(3) 会計年度任用職員については、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

4. 勤務及び休暇

(1) 勤務時間は、原則、午前 9 時～午後 5 時までの 7 時間（昼休憩 1 時間）。

ただし、活動内容により勤務時間が変動する場合があります。

(2) 休暇は、土日祝日、年末年始とし、同日に勤務があった場合は振替休日とします。また、年次休暇及び特別休暇を取得することができます。

5. 報酬

- (1) 月額：194,735 円
- (2) 期末手当、勤勉手当、通勤手当（費用弁償）の支給あり

6. 待遇及び福利厚生

- (1) 隊員には、当市が用意した住居に居住していただきます。
ただし、水道光熱費等については、個人負担となります。
- (2) 活動に使用する車両を貸与します。
- (3) 厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。

7. 応募

- (1) 提出書類
 - ① 応募用紙（当市のホームページからダウンロードできます。）
 - ② 履歴書（市販のものをご使用ください。）
 - ③ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）※ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 募集期限 随時

8. 選考

- (1) 第1次選考《書類選考》
応募書類により随時選考を行い、結果は応募された方に文書で通知します。
- (2) 第2次選考《面接等》
現地又はオンラインで面接等による選考を行います。第2次選考に参加するための現地までの交通費等は、応募者の個人負担となります。

《応募・問い合わせ先》

〒959-3993

新潟県村上市府屋 232 番地

村上市山北支所 地域振興課自治振興室

電話：0254-77-3111、メール：s.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp